

## 「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して、その**出向に要した賃金や経費の一部を助成**します。

### 助成の内容

#### ○出向運営経費助成

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを <u>行っていない</u> 場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを <u>行っている</u> 場合	4/5	2/3
企業グループ内出向の場合	2/3	1/2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/1人1日あたり	

#### ○出向初期経費助成（企業グループ内出向の場合は支給されません）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※1）	各5万円/1人当たり（定額）	

※1 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

#### ○出向復帰後訓練助成

出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（Off-JT）を行った際に、**訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部**を出向元事業主に**助成**します。

	経費助成	賃金助成
助成内容	実費（上限30万円）	1人1時間あたり900円（上限600時間）

## 「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」が創設されました

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対して当該事業主が負担した**出向中の賃金の一部を助成**する「**スキルアップ支援コース**」が令和4年12月2日に創設されました。

すでに、出向を活用している場合でも助成金を申請できるかもしれません。  
また、助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございます。  
ご不明な点は、下記までお問い合わせください。



### お問い合わせ先

三重労働局助成金センター分室 TEL 059-253-2224  
ハローワーク（公共職業安定所）